(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の使用を随時検討し、必要に応じ、借款の効果的な使用を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年八月二十五日にマニラで

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　石川和秀

フィリピン共和国
外務大臣　アルバート・デル・ロサリオ閣下

付表

借款総額
三百三十六億八千九百万円

1 事業計画名	2 借款供与限度額	3 利子率（パーセント）	4 償還期間	5 支出期間（借款契約の発効の日の後）
1 マニラ首都圏主要橋梁（りょう）耐震補強計画	九十七億八千三百万円	○・一（コンサルタントに対する支払部分 ○・○一）	十年の据置期間の後三十年	八年
2 ダバオ市バイパス建設計画（南・中央区間）	二百三十九億六百万円	○・一（コンサルタントに対する支払部分 ○・○一）	十年の据置期間の後三十年	八年

（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年八月二十五日にマニラで

フィリピン共和国
外務大臣　アルバート・デル・ロサリオ

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　石川和秀閣下

○文化庁告示第五十六号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十七年八月二十八日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十七年九月七日

文化庁長官　青柳　正規

特定非営利活動法人ＤＡＩＳＹ　ＴＯＫＹＯ

○農林水産省告示第二千七十八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十七年九月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　青森県唐竹石倉地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域

青森県平川市唐竹石倉

一〇番一　標柱一号
一八番一　標柱二号
標柱三号
標柱四号
標柱五号
一八番三　標柱六号
八番一　標柱七号
九番一　標柱八号
一〇番一　標柱九号

二　山形県御館山地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた区域

山形県西村山郡大江町大字貫見

字迎田七八三番二　標柱一号
標柱二号
七八三番　標柱三号
九二九番　標柱四号
標柱五号
標柱六号
標柱七号
標柱八号
標柱九号
標柱十号

字要害七三二番

三　石川県桐山西地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から普通河川ハンノキ谷川左岸官民地境界線に沿って標柱二号に至る線、標柱二号から標柱三号（桐山地すべり防止区域（平成二十三年一月十九日国土交通省告示第五十三号）標柱三号）を結んだ線、標柱三号から桐山地すべり防止区域の境界線に沿って標柱四号に至る線、標柱四号から切山川砂防指定地（昭和三十九年十二月二十二日建設省告示第三千四百七十九号）の右岸境界線に沿って標柱五号に至る線、標柱五号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号から切山川砂防指定地の右岸境界線に沿って標柱七号に至る線に囲まれた区域